

令和 3 年 12 月 27 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課、納税課、公共施設管理課）
- (2) 総務部（総務課、人事課、契約検査課）
- (3) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、子ども保育課、国保年金課、健康増進課、健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室）
- (4) 建設部（都市計画課、まちづくり整備課、開発管理課、道路課、建築住宅課）
- (5) 固定資産評価審査委員会
- (6) 公平委員会

3 監査対象期間

令和2年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和3年7月16日から同年10月26日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和3年10月27日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善または留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○重度心身障がい者医療費助成における高額介護合算療養費等への対応について（障がい者支援課）

ア 制度の概要

医療保険制度において、県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に加入する高齢者については、医療費と介護サービス費の一年間の本人負担額合計額や、外来受診医療費の一年間の本人負担額合計額がそれぞれ限度額を超えた場合には、高額介護合算療養費及び高額療養費が給付される。このうち重度心身障がい者医療費助成事業の受給者に対しては、代理受領方式により、広域連合から超過分の市負担額と本人負担額の合計額が市に送金され、そのうち本人負担額分については、市から本人に対して、それぞれ高額介護合算療養費及び高額療養費として返還することとなっている。

イ 手続き誤りの経過及び内容

高額介護合算療養費について、広域連合においては、平成24年度給付分から市負担額と本人負担額を合わせて市町村に送金していた。市においては、平成24年度当初よりその認識がなく、市負担額のみが広域連合から送金されているものと誤認していた。同様に、平成30年度から給付が開始された高額療養費についても、広域連合から市負担額と本人負担額の合計額が市に送金されていたが、市は市負担額のみを送金と誤認していた。これらのことにより、本来は本人に返還されるべき高額介護合算療養費及び高額療養費の本人負担額が本人に返還されないまま、市の歳入として事務処理がなされていた。

市は、広域連合からの令和2年10月1日付け通知「重度心身障害者医療費受給者に係る高額介護合算療養費等の取扱いについて」を受け、事務手続きの再確認により初めてこれまでの手続きが誤りであったことが判明したところである。

市の調査で確定した本人に返還すべき額は、二つの療養費を合わせて延べ人数で876名、返還金総額は3,735,120円であった。

市は、返還額の確定後、返還対象者への謝罪及び経過説明を行うとともに、速やかに返還手続きを行ったが、令和3年10月27日現在で、二つの療養費を合わせた返還延べ人

数は 765 名、返還完了額は 3,408,168 円であった。

今回の事案に関して特筆すべきことは、対象者本人が高齢者で、かつ重度心身障がい者医療費助成事業の受給者であり、平成24年度当初から相当の年数が経過していることから、本人が既に死亡していたケースも 350 名と多く、相続人の居所不明や死亡により相続人自体不明というケースもあった。また、返還金額が少なく事務の煩雑さから受取を拒否された方もおり、その結果として法務局への供託を行わざるを得なくなったところである。供託に至った延べ人数は 111 名、供託金額は 326,952 円である。

さらに、重度心身障がい者医療費については、県から 2 分の 1 の補助を受けていることから、平成28年度から令和 2 年度までの過去 5 カ年分及び平成27年度分（出納整理期間入金分）の補助金の精査を行い、令和 3 年 9 月補正予算の議決を経て、県補助金の返還が完了したところである。

ウ 原因究明と再発防止

当該事務手続きにおいて、高額介護合算療養費については平成24年度当初から、高額療養費については平成30年度から令和 2 年度までの間、広域連合から市に本人負担額分が含まれた額が送金されていたにもかかわらず、市負担額分のみの送金と誤認していたことが原因である。この誤った理解のもと事務引継ぎがなされてきたことにより、返還対象者及び返還金額が大きくなってしまったものである。

このことに関し、所管課への対面調査において、広域連合から事務取扱いの説明や指導がなかったのかを確認したところ、本人負担額の算出額に関し、市が受け取る分と本人が受け取る分で、どこが対象となるのか一つひとつ確認するのが難しく、平成22年度の事前協議の段階から広域連合と所管課との協議が整わないままとなってしまったものである。その後の広域連合からの送金においても、再度の確認には至らず、市負担額と本人負担額とに分ける必要があるという認識が欠けていたとの回答があった。さらに、令和2年10月1日に広域連合が各構成市町村に対して行った取扱いに関する回答結果をみると、県内13市のうち当市を含む複数の市で誤りが判明した一方で、当初から適正な事務処理を行っていた市もあったことから、誤りを未然に防ぐことができた可能性は十分あったと言わざるを得ない。

今回の過ちを踏まえ、障がい者支援課においては、広域連合から受領した高額介護合算療養費等に関する本人の診療年月及び金額を確認し、診療年月における医療費助成の受給資格の有無、受領金額における自己負担額の本市の助成状況を確認するなど事務の適切な遂行に努めている。また、重度心身障がい者医療費助成事業のマニュアルの再点検、広域連合に対する高額介護合算療養費等の正しい計算方法等に必要な情報提供の依頼、国保年金課主催の医療保険に関する研修会への参加など再発防止に向けた取組を進めている。さらに、重度心身障がい者医療費助成事業に携

わる職員の増員や、障がい者福祉システム改修による事務の正確性、効率性の向上に取り組んでいくとの方向性が示されたところであり、再発防止に具体的に取り組んでいることは評価できる。

しかしながら、当初から適切な協議及び事務手続を行っていれば生じることのなかった返還手続、さらには、本人や相続人の受領が難しく法務局への供託という形式を取らざるを得なくなったことなど、結果として市民の信頼を損ねてしまったことは誠に遺憾である。

現在、障がい者支援課においては再発防止に向け、実際に取り組が進められているところではあるが、職員間で行われていた事務引継ぎの組織内での情報共有、ヒューマンエラーを防ぐための定期的な研修やマニュアルの整備、さらには、広域連合及び県との情報交換や他市の改善例等の調査研究に努められたい。

また、職員の人的負担を軽減するためにも、障がい者福祉システムを活用した事務の効率化と適正化について検討されたい。

さらに、供託金については、対象者への供託金受領に向けた手続きのサポートを継続して行っていくことは言うまでもないが、最終的な債権のあり方など市の責務についても改めて調査・検討されたい。